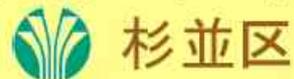


新基本構想の策定に向けて

— 10年後も住み続けたい“杉並”をめざして—

平成22年12月14日



1 基本構想とは

- 望ましい杉並区の将来像を描き、区民と区がともに協力してその実現のため取り組んでいく、区政運営の基本的な指針
- 杉並区が策定するすべての計画の基本となるもの

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない

4 新たな基本構想の策定

1 時代の変化に対応した区政運営の指針

☆激しい時代の変化に適切に対応する区政を推進

2 10年後を見据えた杉並区のビジョン

☆10年後の近未来を見据え、区民と共有する明確な将来像

3 魅力ある住宅都市・杉並の発展の道筋

☆総合計画を策定し、ハード・ソフトの施策を総合的に展開して、質の高い住宅都市・杉並を実現

誰もが住み続けたいと願う
住宅都市・杉並の実現

6 新基本構想策定のスケジュール（想定）



